参考資料２

医師偏在是正プランにおける
経済的インセンティブ事業

令和８年１０月１６日（金）
令和８年度第３回和歌山県医療対策協議会

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課

新規

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

医政局地域医療計画課
（内線4148）

令和８年度当初予算案　20億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業の概要

【事業概要】

①施設整備事業
診療所の運営に必要な診療部門(診察室、処置室等)等の整備に対する補助を行う。

②設備整備事業
診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

③地域への定着支援事業
診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

・ 重点区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）

3 補助基準額等

①施設整備事業

基準面積	診療部門 ・無床の場合　160㎡ ・有床の場合（５床以下）　240㎡ ・有床の場合（６床以上）　760㎡ 診療部門と一体となった医師・看護師住宅　80㎡
補助率	国1/3　都道府県1/6　事業者1/2

②設備整備事業

基準額（１か所当たり）	診療所として必要な医療機器等購入費　16,500千円
補助率	国1/3　都道府県1/6　事業者1/2

③地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円＋（71千円×実診療日数）等
補助率	国4/9　都道府県2/9　事業者1/3

新規 重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業

医政局地域医療計画課
（内線4148）

令和8年度当初予算案　4.6億円（－億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、中核病院等からの医師派遣により重点区域の医師を確保するため、重点区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：61,000円 × 延日数
対象経費：重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用
補助率：　国1/2　都道府県1/4　事業者（派遣元医療機関）1/4

新規 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

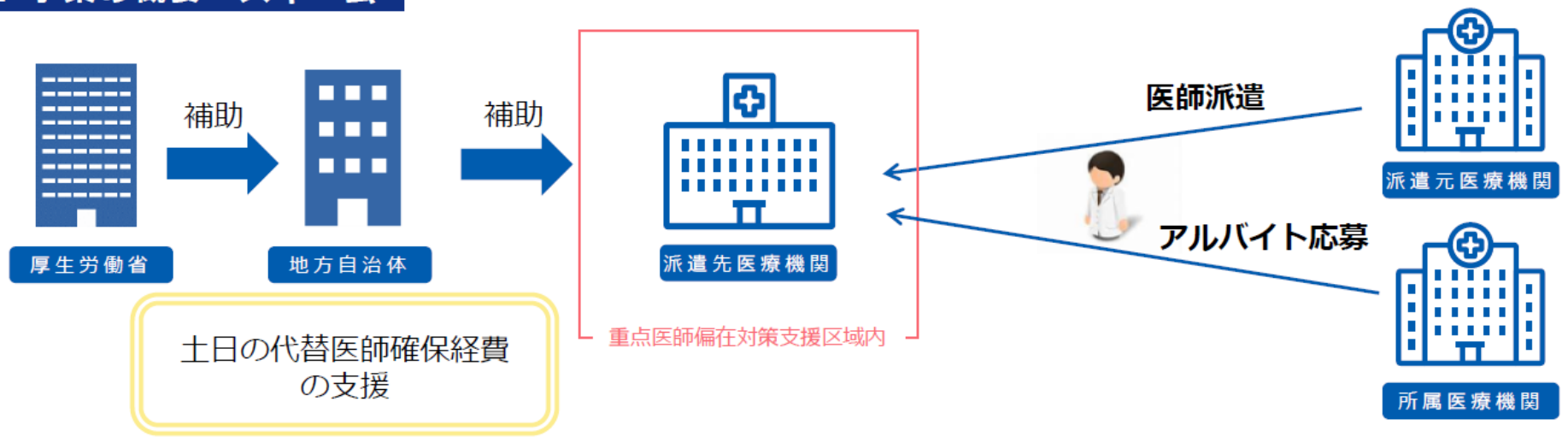
医政局地域医療計画課（内線4148）

令和8年度当初予算案　5.3億円（－億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：60,000円 × 延日数（日直、宿直数）
対象経費：土日祝日の代替医師を雇上にかかる経費
補助率：国1/3　都道府県1/6　事業者（派遣先医療機関）1/2

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

医政局地域医療計画課
（内線4148）

令和７年度補正予算額　14.1億円

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務･生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、宿直室等の施設整備への支援を行う。

2 事業の概要

【事業概要】
・医師の勤務･生活環境改善のための施設整備
　重点区域の医療機関に勤務する医師の負担を軽減し、働きやすい環境作りに資する、宿直室等の施設整備に対する補助を行う。

【実施主体】
・ 重点区域内で医師の勤務･生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）


←宿直室


←医局

3 補助基準額等

【対象経費】
　医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
・宿直室　・医局
・更衣室　・浴室　等

基準額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 基準面積　80㎡ 単価　鉄筋コンクリート　484,000円 ブロック　214,000円 木造　355,000円
補助率	国1/3　都道府県1/6　事業者1/2

※「派遣医師・従事医師への手当増額事業（保険者からの拠出金が財源）」→R10年度以降

【国の検討会】
第９回 地域医療構想及び医療計画等に関する検討会
令和８年１月１６日
資料3
抜粋

重点医師偏在対策支援区域の医師への手当増額支援に係る今後の進め方について

現状・課題

○ 医師手当増額支援事業（仮称）（以下、「医師手当事業」という。）は、医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号。以下「改正法」という。）において「公布後３年以内に政令で定める日」施行とされているところ、具体的な施行日を含め今後の進め方を検討する必要がある。

論点

○ 医師手当事業の具体的な開始日については、事業実施にあたって必要なシステム改修等の期間を踏まえ、令和10年度中となることが見込まれるため、国においては、医師手当事業について、支援対象医師の要件、医師手当増額の補助基準額、支援期間等の詳細について、令和８年度以降に都道府県に示すこととする。これを踏まえ、都道府県においては、医師手当事業について、第９次医師確保計画（前期）に位置づけることとしてはどうか。

○ 改正法については、「政府は、都道府県が医師手当事業を行うに当たり、保険者協議会その他の医療保険者等が意見を述べることができる仕組みの構築について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされていることや、衆議院・参議院の附帯決議において、「拠出者である保険者協議会を含む保険者がその実施状況等について確認や検証を行い、意見を述べるなど関与できる体制を確保すること」とされていること等を踏まえ、医師手当事業の実施に向けて、国において引き続き必要な検討を行うこととしてはどうか。